

宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画

概要版

平成25年9月

宮 崎 県

今回の行動計画のポイント

1. 特措法に基づく初の行動計画

2. 新型インフルエンザ等対策の体制強化

感染症危機管理対策本部を「宮崎県新型インフルエンザ等対策本部」に改編

3. 特措法に盛り込まれた規定を記載

- 行動計画の対象を新感染症にも拡大
- 基本的人権の配慮等の留意点
- 指定地方公共機関等の役割等
- 特定接種の対象者の明確化
- 住民接種の接種順位の基本的考え方
- 新型インフルエンザ等緊急事態措置
 - ・不要不急の外出自粛等の要請
 - ・学校等の施設や興行場、催物等の制限等の要請・指示
 - ・医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
 - ・医薬品等の緊急物資の運送の要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用
 - ・埋葬・火葬の特例

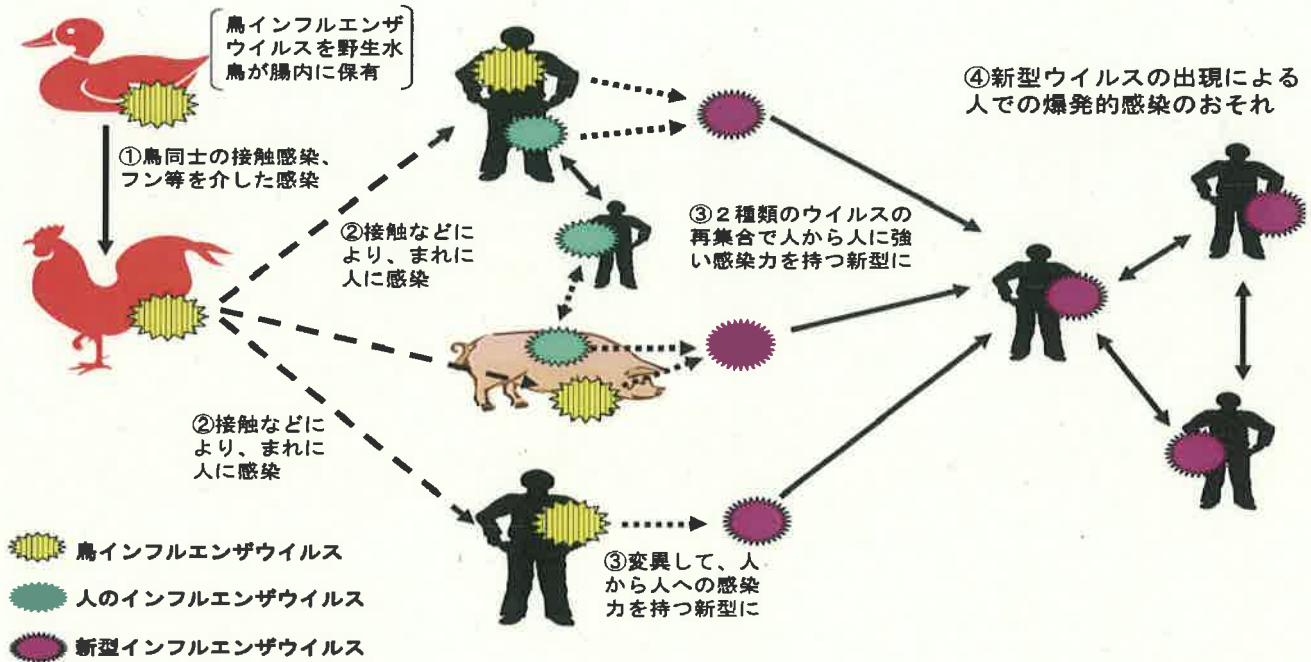
等

新型インフルエンザとは...

鳥インフルエンザが新型インフルエンザになる過程

これまで人の間で流行を起こしたことがないインフルエンザウイルスが、トリやブタの世界から人の世界に入り、新たに人から人に感染するようになったもの。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザと異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界的な大流行（パンデミック）となるおそれがある。



平成21年（2009年）に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、我が国においては死亡率が低い水準にとどまったが、鳥インフルエンザの中でもアジア、中東、アフリカを中心に散発的に発生しているトリからヒトへ感染する高病原性鳥インフルエンザ（A/H5N1）が変異してヒトからヒトに感染するようになった場合、多くの人命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も予想される。

人の鳥インフルエンザと新型インフルエンザの対応...

- 人の鳥インフルエンザ（H5N1）が国内で発生した場合は、まず、感染症法の2類感染症として、対応することとなり、入院勧告等が可能である（平成20年感染症法改正）。
- 平成25年（2013年）3月に中国で発生した鳥インフルエンザ（H7N9）は、初めて人への感染が確認された。人から人への持続的な感染は確認されなかったが、平成25年8月11日時点での感染者の確認は135人となり、その内、死亡は44人となった。
- 日本国内において人の鳥インフルエンザ（H7N9）が発生した場合に備えて、国は指定感染症に位置づけ、平成25年5月6日から感染症法で対応し、入院勧告等の対応が可能となった。日本で今回の中国のような事態が発生した場合は感染症法での対応になる。
- 海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、国が新型インフルエンザ等の発生を公表し、政府対策本部を立ち上げた場合に、国、県ともに、新型インフルエンザ等対策行動計画の海外発生期として動くことになるが、国の基本的対処方針に基づき対応することになる。
- 新型インフルエンザ等が海外で起こり始めるのではなく、日本で起こることも想定されるが、その場合は、まず、初発の患者（疑似症含む）は感染症法の規定に基づき対応することになるが、その後の動きは、前出と同じく、国の公表や基本的対処方針に基づき対応することとなる。

新型インフルエンザが発生した場合の流行規模及び被害想定

鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する新型インフルエンザが発生した場合は、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされる。

健康被害

過去に世界で大流行したインフルエンザウイルスのデータを参考に県民の25%が罹患し、流行が8週間続くと仮定した場合、医療機関を受診する患者数は上限で**22万人**と推計される。(国の推計値を本県の人口により換算)

致死率については、アジアインフルエンザ等並の0.53%を中等度、スペインインフルエンザ並の2.0%を重度と想定し、国において試算された数字を本県に当てはめると次のようになる。

病原性	重度	中等度	(参考)
過去の発生例	スペインインフルエンザ (1918)	アジアインフルエンザ (1957)	インフルエンザ(H1N1) 2009
致死率及び死亡者数	致死率:2.0% 推計死亡者数:5,700人	致死率:0.53% 推計死亡者数:1,500人	致死率:0.002% 死亡者数:4人
入院患者数	推計:17,700人	推計:4,700人	258人

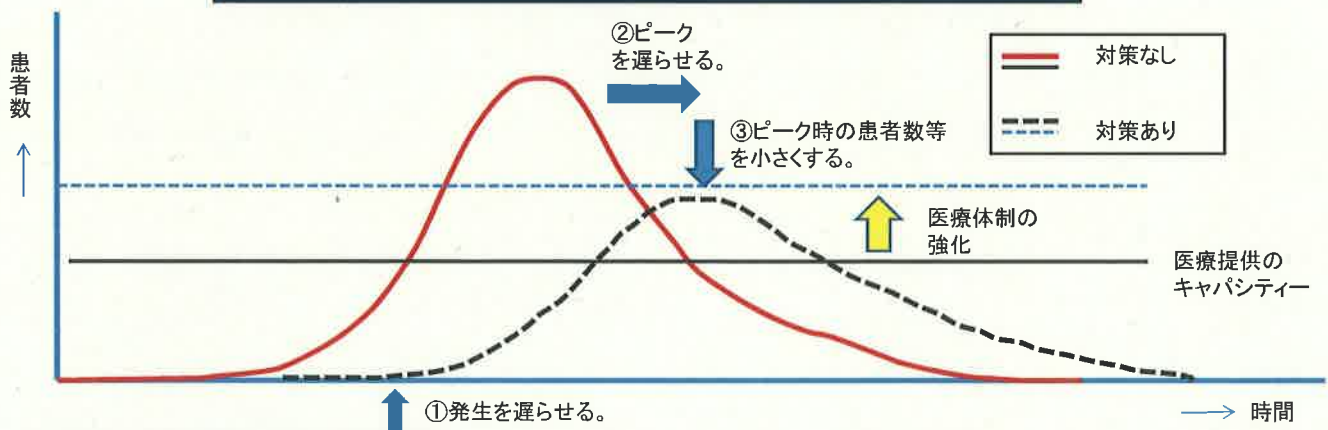
※推計値には、インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の衛生状況等は考慮されていない。

県民生活及び県民経済への影響

従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大約40%程度が欠勤することが想定され、事業の縮小、物資の不足、物流の停滞が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

また、県民の生活においては活動の制限により社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等の生活物資が不足するおそれがある。

対策の基本的考え方とその効果



対策の基本的な考え方

1. 大流行の予防・阻止、発生遅延、発生リスクを最小化を図る。(①、②)

県内での患者発生を遅らせ、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン接種のための時間を確保する。

2. 健康被害(患者発生、死亡)を最小化に留める。(③)

流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制へ負担を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

3. 感染拡大抑制策をとり、県民生活及び県民経済の維持に努めることで、県民生活及び県民経済の破綻を防ぐよう対策を講じる。

1. 2の対策により、欠勤者の数を減らし、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

基本的考え方に対応する主な対策

1. 大流行の予防・阻止、発生遅延、発生リスクを最小化を図る。

- a 大流行の予防・阻止
 - ・県民に対する正しい知識の普及啓発
- b 発生遅延
 - ・患者が発生している地域の情報収集及び県民への提供
 - ・患者発生地域への移動自粛要請
 - ・検疫所と連携した発生国からの帰国者に対する健康監視
- c 発生リスクの最小化
 - ・患者の入院措置、濃厚接触者の外出自粛要請及び予防投与
- d 感染の機会をできるだけ少なくする。
 - ・県民に対する感染防止策の呼び掛け
 - ・学校等に対する休業措置の要請、不要不急の集会等の自粛要請
 - ・不要不急の外出自粛要請

2. 健康被害(患者発生、死亡)を最小化に留める。

適正な医療の提供

- ・入院に必要な病床数の確保
- ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び流通が不足する場合の供給
- ・医療従事者に対する特定接種
- ・住民接種

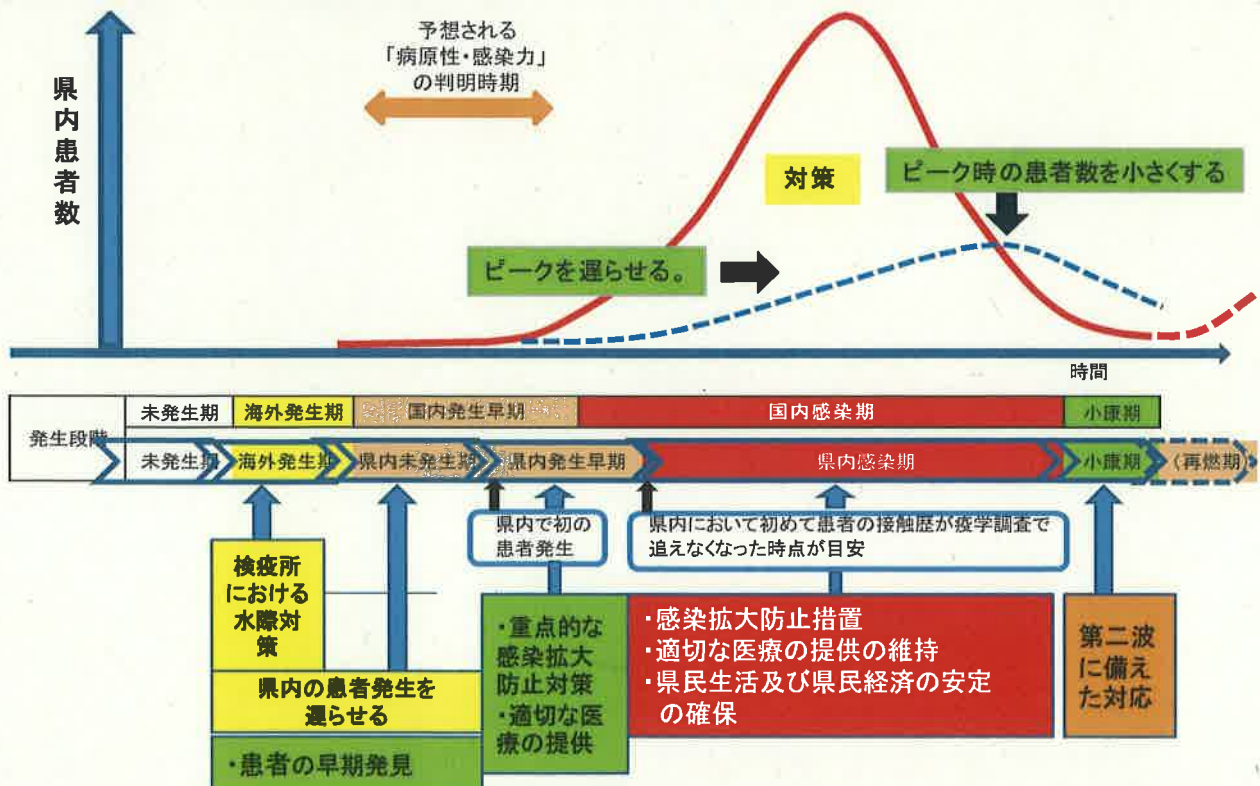
※1. d 感染の機会をできるだけ少なくする。

3. 感染拡大抑制策をとり、県民生活及び県民経済の維持に努めることで、県民生活及び県民経済の破綻を防ぐよう対策を講じる。

- ・感染拡大防止策により欠勤者の数を減らし、県民生活及び県民経済を維持する。
- ・業務継続計画の実施により、県民生活及び県民経済の維持に必要な業務を継続する。
- ・登録事業者の従業員等に対する特定接種

対策のポイント

対策は、流行の状況に応じて異なり、各発生段階の移行は非常に早く進行する可能性が高いことから、関係機関と共通認識を深め、関係機関が各発生段階において実施する対応策について事前に協議しておく必要がある。



発生段階

発生段階(国)	発生段階(県)	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
国内感染期	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ※感染拡大～まん延～患者減少
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

各発生段階における対策の目的

発生段階	対策の目的
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えて体制整備を行う。 ・国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルスの国内流入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。 ・国内及び県内における発生に備えて体制の整備を行う。
県内未発生期 ～ 県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生の遅延と早期発見に努める。 ・県内における感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑える。
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活及び県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

実施すべき対応

発生段階ごとに具体的に実施する内容が異なる。

<p>【発生段階】 発生段階ごとに基本的対応を実施</p> <p>未発生期</p> <p>海外発生期</p> <p>県内未発生期</p> <p>県内発生早期</p> <p>県内感染期</p> <p>小康期</p>	<p>基本的対応</p>	<p>①実施体制</p> <p>②サーベイランス</p> <p>③予防・まん延防止</p> <p>④医療体制</p> <p>⑤県民等への情報提供</p> <p>⑥県民生活及び県民経済の安定の確保</p>
--	--------------	---

③ 予防・まん延防止

新型インフルエンザが発生した場合には、患者の早期発見と流行のピークをできるだけ遅らせるための初期対応が重要であるが、その感染力の強さから、完全な封じ込めは困難である。

感染拡大の防止のためには、早期に外出や集会等の自粛が効果的であることから、県民、学校、企業等に対し、正しい知識の普及啓発とともに、不要不急の外出や集会の自粛等の対応促進を図る必要がある。

★★ 緊急事態宣言時に必ず実施 ★緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施 ☆緊急事態宣言前から実施

予防・まん延防止	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
①積極的疫学調査	検疫所と連携した発生国からの帰国者等の健康監視	感染が疑われる者等に対する積極的疫学調査	患者及び濃厚接触者に対する積極的疫学調査		
②施設の使用制限		★施設の使用制限の要請	★学校・保育所等に対する臨時休業を要請		
③外出自粛	発生国への渡航自粛要請	発生地域への移動自粛要請	★不要不急の外出自粛要請	★不要不急の大規模な集会や興行施設等の活動自粛要請	事業所に対し、症状のある従業員等の出勤停止、受診を要請
④予防接種	☆特定接種（医療従事者、登録事業者等）	予防接種法による新臨時接種	★特措法に基づく住民に対する予防接種	事業所に対し、不要不急の業務の縮小を要請	
⑤県民への呼び掛け	咳エチケット、マスクの着用、うがい、手洗いを勧奨	☆医療関係者へ医療等（予防接種）の実施の要請			

④ 医療体制

適正な医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることで、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

発生初期の段階では、感染症指定医療機関への入院措置等により流行のピークをできるだけ遅らせる対策を行うが、患者が増加し、県内感染期に移行した段階では、一般の医療機関において感染防止対策を行った上での診療に切り替える。

また、県内感染期での入院は、重症患者のみとし、そのための病床数の確保を行う。なお、軽症者については、自宅療養とする。

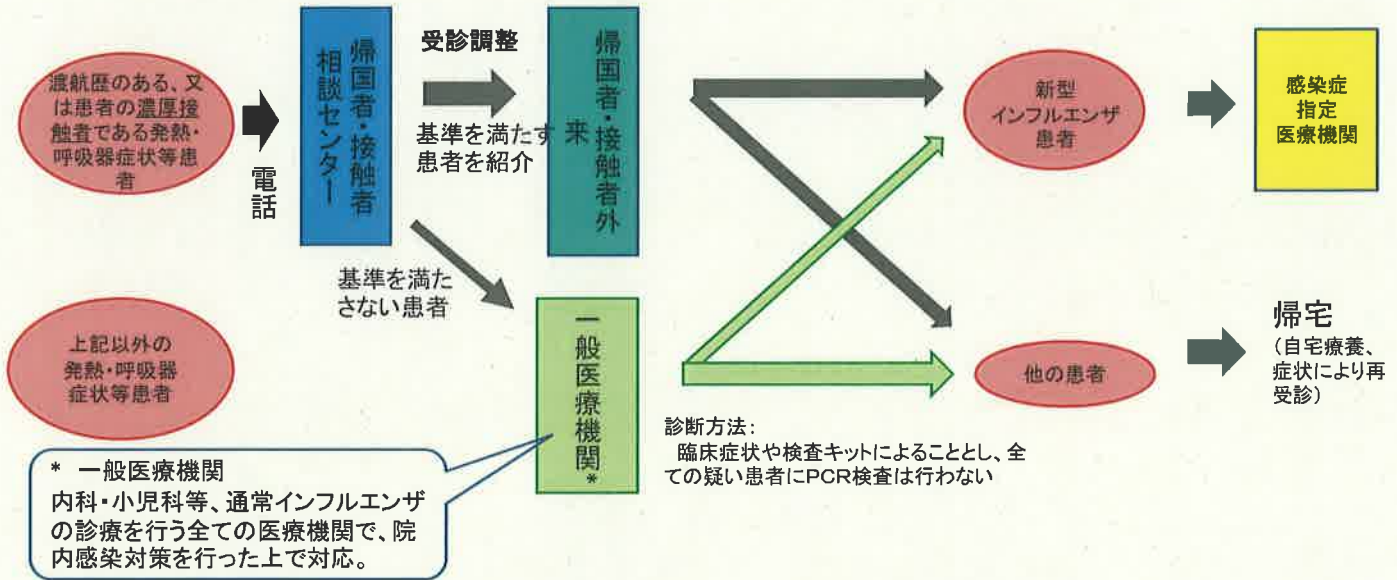
★★ 緊急事態宣言時に必ず実施 ★緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施 ☆緊急事態宣言前から実施

医療体制	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
①患者トリアージ	帰国者・接触者相談センターの設置（24時間）			コールセンターへ移行	
②患者診療体制 a 外来	帰国者・接触者外来の設置（感染症指定医療機関＋協力医療機関）			すべての医療機関で患者受入	
b 入院	入院治療協力医療機関への協力要請	★臨時の医療施設における医療の提供の検討	感染症指定医療機関への入院措置	感染症指定医療機関及び入院治療協力医療機関で患者受入	★臨時の医療施設での医療の提供
c 検査	感染が疑われる患者のPCR検査（H亜型）	感染が疑われる患者のPCR検査（H亜型、N亜型）	患者及び疑似症患者の全数についてPCR検査（患者数が増加した場合は、重症者のみに縮小）	重症者のみPCR検査を実施（患者数が大幅に増加した段階で中止）	
③接触者の対応		患者と接触した者に対する外出自粛、健康管理を指導	患者との濃厚接触者への予防投与		

医療体制＜海外発生期～国内(地域)発生早期＞

● 新型インフルエンザ対策行動計画

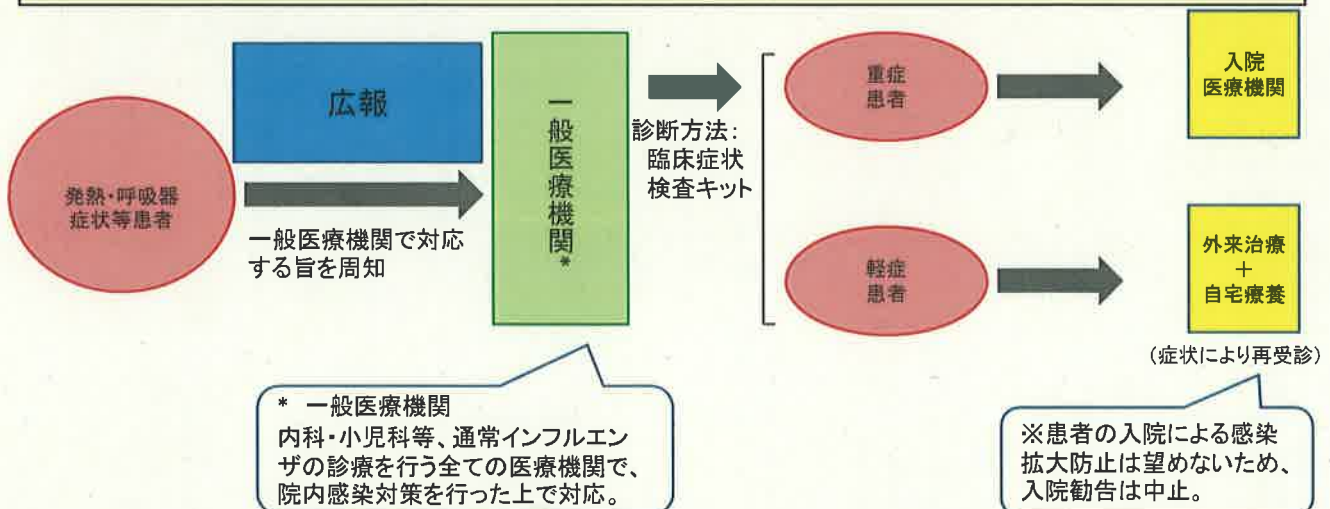
- 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者について、**帰国者・接触者外来において診断**を行う。
- 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザの患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- **新型インフルエンザと診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等**に移送し、入院勧告を行う。



医療体制＜国内(地域)感染期＞

● 新型インフルエンザ対策行動計画

- 原則として**一般の医療機関において新型インフルエンザの患者の診療**を行う。
- 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- 入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設等の利用を検討する。



⑤ 県民への情報提供

県民ひとり一人が、感染防止の意識を持ち適切に行動することは感染防止対策を行う上で重要となることから、県民に対して正しい知識の普及啓発と発生情報を的確に提供することが必要である。

また、過剰な不安を解消するとともに診療情報を迅速かつ適確に提供する必要がある。

★★ 緊急事態宣言時に必ず実施 ★ 緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施 ☆ 緊急事態宣言前から実施

県民への情報提供	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
① 相談窓口	全保健所にコールセンターを設置				段階的に縮小・廃止
		帰国者・接触者相談センター(本庁24時間体制)から移行		本庁にコールセンターを設置(24時間)	段階的に縮小・廃止
				市町村に対しコールセンターの充実を要請	段階的に縮小・廃止
	市町村に対しコールセンターの設置を要請				
② 情報提供	★★ 緊急事態宣言の公表を周知(区域・期間)				
	コールセンター、帰国者・接触者相談センターの設置を周知				
	a 予防対策	一般的な感染予防策の周知	新型インフルエンザの正しい知識の普及と感染予防策等の周知		第二波に備え、情報提供と注意喚起
b 発生情報	海外発生情報の提供	国内及び県内発生情報の提供		発生情報の提供 公共施設、公共交通機関、ライフラインの状況の周知	発生情報の提供 対応状況について提供
	c 医療情報	帰国者・接触者相談センターの周知(受診の方法等)			
	医療提供体制の周知				

⑥ 県民生活及び県民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、流行が8週間程度続くと言われていた。また、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の約40%が欠勤することが想定され、県民生活及び県民経済の大幅な縮小と停滞を招くことが危惧されており、県民生活及び県民経済の破綻を防止するためには事前の準備を行うことが重要となる。

★★ 緊急事態宣言時に必ず実施 ★ 緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施 ☆ 緊急事態宣言前から実施

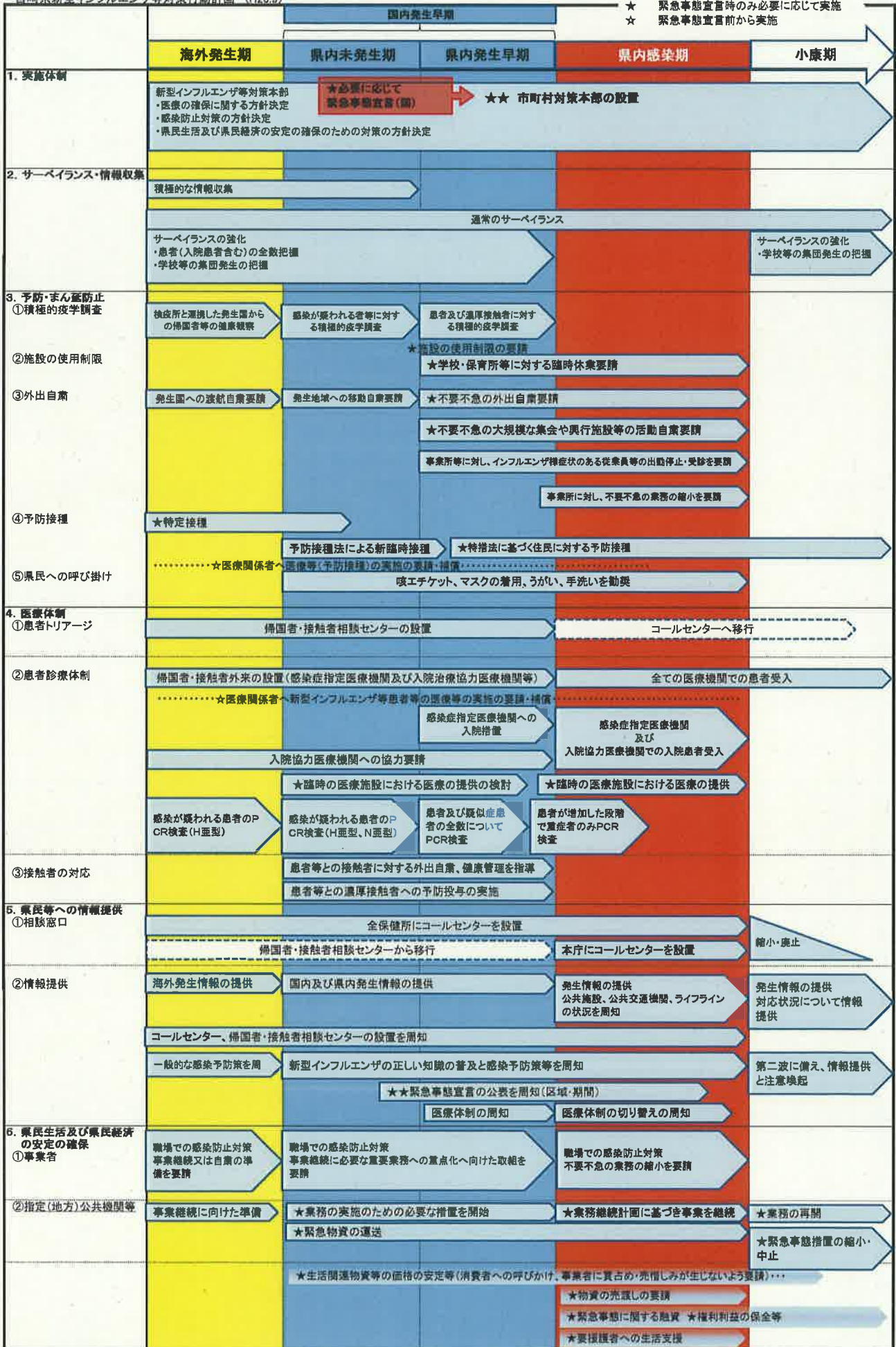
県民生活及び県民経済の安定の確保	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
① 事業者	a 予防対策	職場での感染防止対策			
	b 事業自粛	事業継続又は自粛の準備を要請	事業継続に必要な重要業務への重点化へ向けた取組を要請	不要不急の業務の縮小を要請	
② 指定(地方)公共機関等	a 事業継続	事業継続にむけた準備	★業務の実施のための必要な措置を開始	★業務継続計画に基づき事業を継続	★業務の再開
	b 緊急事態宣言時の措置関係		★緊急物資の運送(要請・指示)		★緊急事態措置の縮小・中止
			★物資の売渡し(要請・指示)		
		★生活関連物資等の価格の安定			
		消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売惜しみが生じないように要請			
			★緊急事態に関する融資 ★権利利益の保全		
			★要援護者への生活支援		

※ 県民生活及び県民経済の安定の確保に関しては、未発生期から従事者や職場での感染防止対策、継続すべき重点業務の選定、従業員の勤務体制を定めた業務継続計画を策定し、事前に十分準備を行うよう要請する必要がある。

新型インフルエンザ等発生後の主な対策(イメージ)

高知県新型インフルエンザ等対策行動計画 (H25.9)

★★ 緊急事態宣言時に必ず実施
★ 緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施
☆ 緊急事態宣言前から実施



新型インフルエンザ等対策特別措置法による経過例

新型インフルエンザ発生

第一段階 海外で発生(病原性が不明な段階)

政府対策本部の設置

基本的対処方針策定(法第18条)
 検疫の実施(法第29条、第30条)
 特定接種の実施(法第28条) 等

都道府県対策本部の設置

特定接種の実施への協力(法第28条)
 医師等への医療従事者の要請・指示
 (法第31条)

市町村対策本部
 の設置(任意)

特定接種の実施
 への協力
 (法第28条)

第二段階 病原性も明らかになってくる。国内に侵入

病原性等が強いおそれがある場合

緊急事態宣言(国)

緊急事態措置を実施すべき ①期間
 ②区域(最小単位:都道府県)の公示

市町村対策本部の設置

緊急事態措置を実施すべき
 区域でない市町村も設置

緊急事態措置を実施すべき区域内の市町村:特定市町村
 特定市町村の属する都道府県:特定都道府県

左記以外

本部のみ継続

本部の廃止

緊急事態措置

【国】

- ①住民に対する予防接種の実施指示(法第46条)
- ②医薬品等の緊急物資の運送要請・指示
- ③特定物資の売渡しの要請・収用

【市町村】

- ①住民に対する予防接種の実施
 (国による必要な財政負担)(法第46条)

【都道府県等】

- ①生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)(法第59条)
- ②行政上の申請期限の延長等(法第57条、第58条)
- ③政府関係金融機関等による融資(法第60条、第61条) 等

【都道府県知事】※特定都道府県

- ①不要不急の外出自粛要請、学校等の施設
 や興行場、催物等の制限等の要請・指示
 (法第45条)
- ②医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
 (法第47条、第48条、第49条)
- ③医薬品等の緊急物資の運送の要請・指示
 (法第54条)
- ④特定物資の売渡しの要請・収用(法第55条)
- ⑤埋葬・火葬の特例(法第56条)
- ⑥予防接種の実施への協力(法第46条) 等

政府対策本部長が緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めた時

緊急事態宣言終了